

## 令和6年度 保育所等利用予約のしおり

産休・育休の終了後に安心して子育てできるように、職場復帰前に保育施設の利用予約（事前申請）をしておくことができます。

◆ **申請対象者** 以下の条件を両方満たす方が対象です。

① 児童および保護者の住民登録が五所川原市にあること。

申請時点で五所川原市に住民登録がない場合は申請できません。入所前に市外へ転出した場合、予約取消となります。

② 保護者が法律に定める産休又は育休取得後に、休業前の職場に復帰することが確実で、保護者が復帰する時点で保育の必要性（求職活動除く）が認められること。

※産休中や育休中に退職したときは、予約取消となります。保護者のどちらか一方でも求職活動となった場合、予約取消となります。

### ◆ 申請の流れ

利用予約申請書提出

保護者の就労証明書（育休・産休取得期間が明記されたもの）を添付。  
60歳未満の同居祖父母の分も必要です。  
※事前見学必須。

内定通知

入所の2週間前までに  
子どものための教育・  
保育給付認定申請書  
（入所申込書）提出

入所決定  
通知

申請受付場所：五所川原市役所子育て支援課保育係、各総合支所

ホームページに掲載の「保育施設空き状況一覧表」において、空白および×の施設には利用予約できません。

### ◆ 令和6年度利用予約受付日程表

利用開始月	受付期間	内定通知時期	決定通知時期
令和6年6月	令和6年3月1日～令和6年4月18日	4月下旬	5月中旬
令和6年7月	令和6年4月1日～令和6年5月17日	5月下旬	6月中旬
令和6年8月	令和6年5月1日～令和6年6月18日	6月下旬	7月中旬
令和6年9月	令和6年6月3日～令和6年7月18日	7月下旬	8月中旬
令和6年10月	令和6年7月1日～令和6年8月16日	8月下旬	9月中旬
令和6年11月	令和6年8月1日～令和6年9月18日	9月下旬	10月中旬
令和6年12月	令和6年9月2日～令和6年10月18日	10月下旬	11月中旬
令和7年1月	令和6年10月1日～令和6年11月18日	11月下旬	12月中旬
令和7年2月	令和6年11月1日～令和6年12月17日	12月下旬	1月中旬
令和7年3月(※)	令和6年12月2日～令和7年1月17日	1月下旬	2月中旬

※3月の予約は3月1日入所に限ります。

- 施設利用の可能な日は、職場復帰日の2週間前からとなります。
- 4・5月は通常の入所の手続きでの申請となります。

問い合わせ先 五所川原市役所子育て支援課 保育係  
TEL：0173-35-2111 内線 2486・2487・2488